

令和2年度 富岡市立高田小学校いじめ防止基本方針

めざす児童の姿

- いじめをしない子
- いじめをゆるさない子
- お互いの人権を尊重する子

【家庭地域との連携】

- 授業参観・懇談会
- 教育相談
- フリーディー
- フリーウィーク
- 学校通信・学級通信
等

【校内組織】

(いじめ防止委員会)

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生徒指導主任
- 養護教諭
- ※ SC, 区長(必要に応じて)

【関係機関の連携】

- 教育委員会
- 警察署
- 青少年センター
- 児童相談所
- 発達支援センター
- 医療機関
等

[いじめの未然防止]

- 授業改善…自分の考えをもち、友だちと学び合う楽しさを味わえる授業づくりを推進する。
- 学級づくり…互いの良さを認め合い、励まし合える学級の温かい人間関係を育成する。
- 絆づくり…縦割り班活動を中心として、異学年の望ましい人間関係の育成を図る。
- 道徳・人権教育の充実…道徳的な判断力や心情、態度を育み、人権意識を高めていく。

[いじめの早期発見]

- 日常的な児童の行動観察
- 定期的な職員間の情報交換 (生徒指導会議)
- アンケートの実施・分析(毎月1回)
- 気になる児童との個人面談

[いじめへの対応]

- 全職員の共通理解・情報共有 (具体的な支援・指導の検討)
- 関係諸機関との連携
- 保護者への説明・協議・連携
- 再発防止に向けての取り組みの具現化

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止対策等のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の取り組みをを組織的に推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：高田小学校いじめ防止委員会
- 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭
(必要に応じて) スクールカウンセラー、区長
- 委員会の取り組み内容
 - ①いじめ防止等に係る取り組みの方針の企画立案
 - ②児童の問題行動などに係る情報共有
 - ③いじめ問題への対応方法の協議
 - ④関係各機関への報告・連携

3 いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないよう未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ①授業改善1…基礎基本の定着を図り、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを行う。
 - ②授業改善2…学び合い活動など児童どうしの関わり合い、認め合いを大切にしたり授業・活動を行う。
 - ③学級づくり…互いの良さを認め合い、励まし合える学級の温かい人間関係を育成する。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ①絆づくり1…自主・自発的な活動や異学年交流の充実を図る。
 - ②絆づくり2…自分自身の振り返りや将来の自分像、お互いを認め合う場を設定する。(道徳や夢ファイルの活用)
 - ③児童会活動…あいさつ運動、いじめ防止活動の推進を進める。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ①道徳教育・人権教育の充実を図る。
 - ②読書活動の推進を進める。
 - ③福祉体験教室等の学習機会を設定する。総合的な学習と絡めて体験学習や地域の人材を活用して話を聞く。
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や代表委員会で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童・保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①児童理解・指導の研修(支援教育を含む)
- ②人権教育研修の推進
- ③学校・学年だより等による保護者への呼びかけ

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ①あいさつ運動の推進
- ②青少年健全育成協議会や学警連等との連携

4 いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①授業・休み時間等の日常生活での児童の様子観察
 - ②日記、家庭訪問、個人面談等による把握
 - ③教師自ら、あいさつ、声かけを行い相手の名前を使うなど一声運動の推進
- (2) 定期的なアンケート調査(毎月1回)や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①児童への学校生活に関するアンケートの実施
 - ②気になる児童との個人面談
- (3) 学年間の情報交換を充実させ、いじめに結びつきそうな子どもどうしの関係等について、情報の共有化を図る。また、生徒指導会議の児童情報交換の場では、問題行動のある子だけでなく、気になる子ども達の関係等について報告する。
- (4) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①一人の児童を多くの職員で支援
 - ②学校・学年・保健だより等
 - ③スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の活用

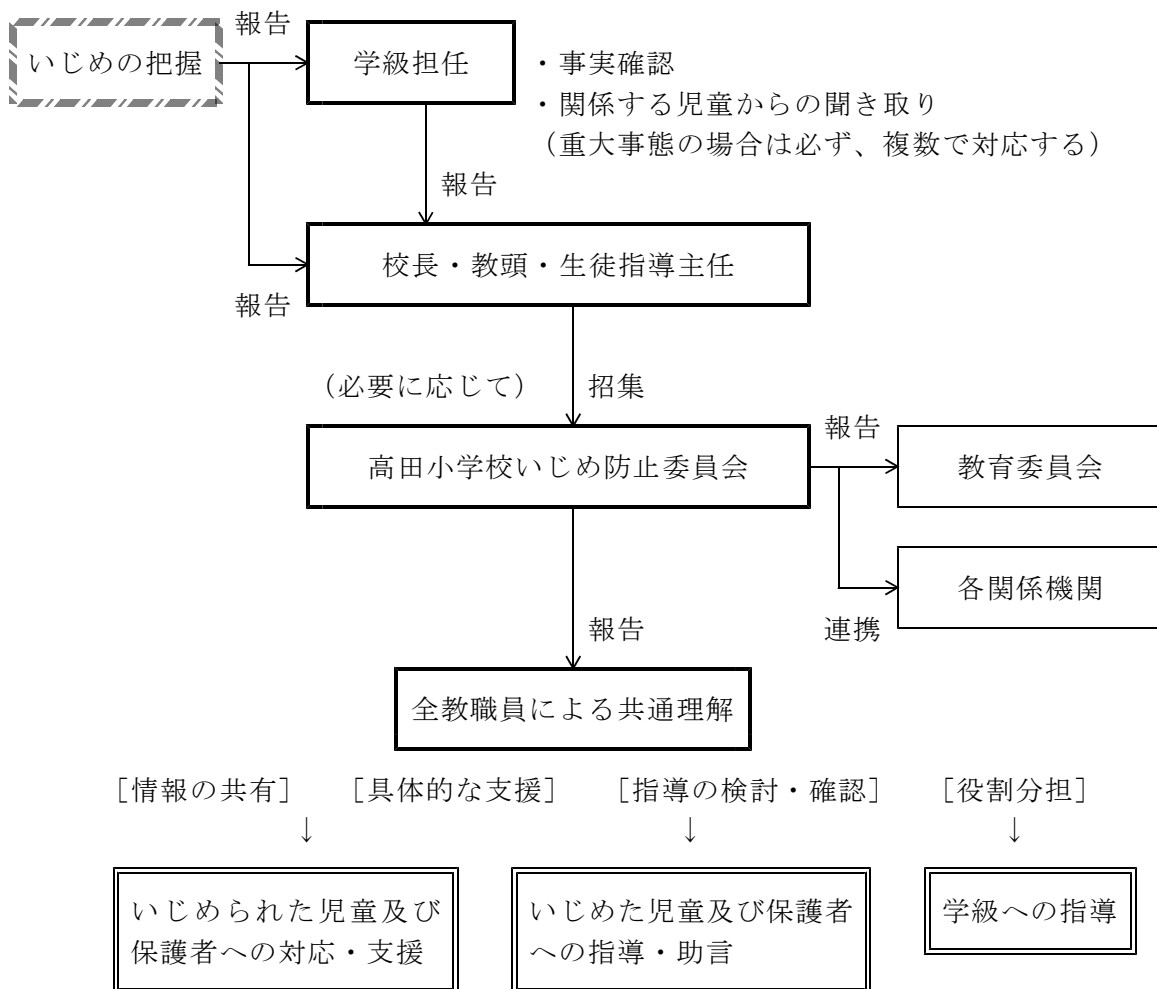
5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①高田小学校いじめ防止対策委員会を招集し直ちに情報を共有する。
 - ②事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - ①富岡市教育委員会
 - ②富岡警察署
 - ③富岡市青少年センター

- ④西部児童相談所
- ⑤適応指導教室

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。
- (2) 速やかに教育委員会へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告し、関係諸機関と再発防止に向けた対応策について協議する。

7 その他

- (1) 妙義中学校区での小小、小中連携を定期的に行う
- (2) 外部関係機関との連携推進